

令和2年5月11日

第3回 日南町議会臨時会議案

日 南 町

議案第48号

専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、日南町税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

令和2年5月11日

日南町長 中村 英明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、日南町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和2年3月31日

日南町長 中村 英明

日南町税条例の一部を改正する条例

第1条 日南町税条例（昭和45年条例第30号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則(第1条－第6条)</p> <p>第2節 賦課徴収(第7条－第22条)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税(第23条－第53条の12)</p> <p>第2節 固定資産税(第54条－第79条)</p> <p>第3節 軽自動車税(第80条－第91条)</p> <p>第4節 町たばこ税(第92条－第102条)</p> <p>第5節 鉦産税(第103条－第130条)</p> <p>第6節 特別土地保有税(第131条－第140条の7)</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税(第141条－第151条)</p> <p>附則</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税</p> <p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則(第1条－第6条)</p> <p>第2節 賦課徴収(第7条－第22条)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税(第23条－第53条の12)</p> <p>第2節 固定資産税(第54条－第79条)</p> <p>第3節 軽自動車税(第80条－第91条)</p> <p>第4節 町たばこ税(第92条－第102条)</p> <p>第5節 鉦産税(第103条－第130条)</p> <p>第6節 特別土地保有税(第131条－第140条の7)</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税(第141条－第151条)</p> <p>附則</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税</p> <p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p>

<p>(2) 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、<u>第6項及び第11項</u>の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは<u>法第314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動</p>	<p>(2) 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、<u>勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項</u>の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは<u>法第314条の2第5項</u>に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動</p>
--	--

促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 (略)

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有する者は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(削る)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者

\_\_\_\_\_ (以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有する者は、当該申告書の提出の際に經由す

促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 (略)

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有する者は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有する者は、当該申告書の提出の際に經由す

<p>べき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3～17 (略)</p> <p>第2節 固定資産税 (固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた付属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は<u>登録がされている者</u>をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記さ</p>	<p>べき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3～17 (略)</p> <p>第2節 固定資産税 (固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた付属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は<u>登録されている者</u>をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記さ</p>
---	---

<p>れている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめその旨を当該使用者に通知しなければならない。</p> <p>5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</p> <p>6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益</p>	<p>れている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。</p> <hr/> <p>(新設)</p> <p>5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益</p>
--	---

することができることとなった日から換地処分  
の公告がある日又は換地計画の認可の公告  
がある日までの間は、仮換地等にあつては当  
該仮換地等に対応する従前の土地について登  
記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登  
記又は登録がされている者をもって、仮使用  
地にあつては土地区画整理法による土地区画  
整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者を  
もって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地  
に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の  
公告があつた日又は換地計画の認可の公告が  
あつた日から換地又は保留地を取得した者が  
登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者と  
して登記される日までの間は、当該換地又は  
保留地を取得した者をもって当該換地又は保  
留地に係る同項の所有者とみなすことができ  
る。

7 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23  
条第1項の規定により使用する埋立地若し  
くは干拓地(以下この項において「埋立地  
等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓  
により造成する埋立地等(同法第42条第2項  
の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。  
以下この項において同じ。)で工作物を設置  
し、その他土地を使用する場合と同様の状態  
で使用されているもの(埋立て又は干拓に関  
する工事に關して使用されているものを除  
く。)については、これらの埋立地等をもつ  
て土地とみなし、これらの埋立地等のうち、  
都道府県、市町村、特別区、これらの組合、  
財産区及び合併特例区(以下この項において  
「都道府県等」という。)以外の者が同法第  
23条第1項の規定により使用する埋立地等  
にあつては、当該埋立地等を使用する者をも  
つて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみ  
なし、都道府県等が同条第1項の規定により  
使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により  
造成する埋立地等にあつては、都道府県等  
又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以  
外の者に使用させている場合に限り、当該埋  
立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第  
1項の規定により国又は都道府県が行う同項  
第1号の事業により造成された埋立地等を使  
用する者で令第49条の3に規定するものを除

することができることとなった日から換地処分  
の公告がある日又は換地計画の認可の公告  
がある日までの間は、仮換地等にあつては当  
該仮換地等に対応する従前の土地について登  
記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登  
記又は登録されている者をもって、仮使用  
地にあつては土地区画整理法による土地区画  
整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者を  
もって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地  
に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の  
公告があつた日又は換地計画の認可の公告が  
あつた日から換地又は保留地を取得した者が  
登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者と  
して登記される日までの間は、当該換地又は  
保留地を取得した者をもって当該換地又は保  
留地に係る同項の所有者とみなす。

6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23  
条第1項の規定によつて使用する埋立地若し  
くは干拓地(以下この項において「埋立地  
等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓  
によつて造成する埋立地等(同法第42条第2項  
の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。  
以下この項において同じ。)で工作物を設置  
し、その他土地を使用する場合と同様の状態  
で使用されているもの(埋立て又は干拓に関  
する工事に關して使用されているものを除  
く。)については、これらの埋立地等をもつ  
て土地とみなし、これらの埋立地等のうち、  
都道府県、市町村、特別区、これらの組合、  
財産区及び合併特例区(以下この項において  
「都道府県等」という。)以外の者が同法第  
23条第1項の規定によつて使用する埋立地等  
にあつては、当該埋立地等を使用する者をも  
つて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみ  
なし、都道府県等が同条第1項の規定によつ  
て使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によ  
り造成する埋立地等にあつては、都道府県等  
又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以  
外の者に使用させている場合に限り、当該埋  
立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第  
1項の規定により国又は都道府県が行う同項  
第1号の事業により造成された埋立地等を使  
用する者で令第49条の2に規定するものを除



<p>く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。</p> <p>8 家屋の付帯設備(家屋のうち付帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定付帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定付帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。 (固定資産税の課税標準)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。 (法第349条の3第27項等の条例で定める割合)</p> <p>第61条の2 法第349条の3第27項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>3 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (現所有者の申告)</p> <p>第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知つ</p>	<p>く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。</p> <p>7 家屋の付帯設備(家屋のうち付帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定付帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定付帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。 (固定資産税の課税標準)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。 (法第349条の3第28項等の条例で定める割合)</p> <p>第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (新設)</p>
--	---

た日の翌日から3月を経過した日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) 土地にあつては、その所在及び地番

(4) 家屋にあつては、その所在及び家屋番号

(5) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が第74条の3の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には\_\_\_\_、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

#### 第4節 町たばこ税

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

(表は省略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条又は\_\_\_\_法第383条の規定によって

\_\_\_\_申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

#### 第4節 町たばこ税

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。\_\_\_\_

(表は省略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ\_\_\_\_の

<p>重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5～10 (略)</p> <p>(たばこ税の課税免除)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。</p> <p>3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が町長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(たばこ税の申告納付の手續)</p> <p>第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金</p>	<p>重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5～10 (略)</p> <p>(たばこ税の課税免除)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の_____規定は、卸売販売業者等が町長に施行規則第16条の2の3_____に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(たばこ税の申告納付の手續)</p> <p>第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金</p>
---	---

を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

#### 第6節 特別土地保有税

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 (略)

2～5 (略)

6 第54条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年\_\_\_\_\_中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年\_\_\_\_\_における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年

を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

#### 第6節 特別土地保有税

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 (略)

2～5 (略)

6 第54条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合\_\_\_\_\_)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に\_\_\_\_\_年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年

<p>7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年</u> _____ における当該加算した割合とする。 （納期限の延長に係る延滞金の特例）</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得</p>	<p>7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に _____ 1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>特例基準割合適用年中</u> _____ においては、<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合 _____</u> とする。 （納期限の延長に係る延滞金の特例）</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得</p>
---	---

<p>た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は<u>法附則第15条</u>から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>2 法附則第15条第2項第5号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 法附則第15条第26項に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>6 法附則第15条第27項第1号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>7 法附則第15条第27項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p>	<p>た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は<u>法附則第15条</u>から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p><u>2 法附則第15条第2項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>3 法附則第15条第2項第6号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 法附則第15条第29項に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>7 法附則第15条第30項第1号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>8 法附則第15条第30項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p>
---	---



<p>22 法附則第15条第38項に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>23 法附則第15条第39項に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>24 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</p> <p>25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>24 法附則第15条第44項に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>25 法附則第15条第45項に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。 (新設)</p>
<p>26 (略)</p> <p>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、3月31日)までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p>	<p>27 (略)</p> <p>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、3月31日)までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第11条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第10条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は、附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等は除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価額」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第11条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第11条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第10条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等は除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価額」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第11条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p>
<p>2～5 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得に</p>	<p>2～5 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得に</p>



については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2・3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための

については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2・3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための

<p>譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地につき租税特別措置法第33条から第33条の4まで、<u>第34条から第35条の3まで</u>、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条8の又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地につき租税特別措置法第33条から第33条の4まで、<u>第34条から第35条の2まで</u>、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条8の又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
--	--

備考 改正部分は下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

第2条 日南町税条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章 総則 第1節 通則(第1条－第6条) 第2節 賦課徴収(第7条－第22条)	目次 第1章 総則 第1節 通則(第1条－第6条) 第2節 賦課徴収(第7条－第22条)

<p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税(第23条—第53条の12)</p> <p>第2節 固定資産税(第54条—第79条)</p> <p>第3節 軽自動車税(第80条—第91条)</p> <p>第4節 町たばこ税(第92条—第102条)</p> <p>第5節 鉱産税(第103条—第130条)</p> <p>第6節 特別土地保有税(第131条—第140条の7)</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税(第141条—第151条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には____、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により 徴収を猶予し</p>	<p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税(第23条—第53条の12)</p> <p>第2節 固定資産税(第54条—第79条)</p> <p>第3節 軽自動車税(第80条—第91条)</p> <p>第4節 町たばこ税(第92条—第102条)</p> <p>第5節 鉱産税(第103条—第130条)</p> <p>第6節 特別土地保有税(第131条—第140条の7)</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税(第141条—第151条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には____、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予し</p>
---	---

た税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間  
(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項)の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日  
(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

## 第2章 普通税

### 第1節 町民税

(町民税の納税義務者等)

第23条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。) 同号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第31条 (略)

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

た税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間  
(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日  
(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

## 第2章 普通税

### 第1節 町民税

(町民税の納税義務者等)

第23条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。) 同号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第31条 (略)

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率	法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人（非営利法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。） ニ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。） ホ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業員の合計数」という。）が50人以下のもの	年額 5万円	(1) 次に掲げる法人 イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人（非営利法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。） ニ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。） ホ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業員の合計数」という。）が50人以下のもの	年額 5万円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業員数が50人を超えるもの	年額 12万円	(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業員数が50人を超えるもの	年額 12万円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業員数が50人以下であるもの	年額 13万円	(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業員数が50人以下であるもの	年額 13万円

(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業員数が50人を超えるもの	年額 15万円	(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業員数が50人を超えるもの	年額 15万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業員数が50人以下であるもの	年額 16万円	(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業員数が50人以下であるもの	年額 16万円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業員数が50人を超えるもの	年額 40万円	(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業員数が50人を超えるもの	年額 40万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業員数が50人以下であるもの	年額 41万円	(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業員数が50人以下であるもの	年額 41万円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業員数が50人を超えるもの	年額 175万円	(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業員数が50人を超えるもの	年額 175万円
(9) 資本金等の額が50億円を超えるもの のうち従業員数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	(9) 資本金等の額が50億円を超えるもの のうち従業員数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円
3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間中又は同項第3号 _____の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。		3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準額の算定期間、又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。	
4 (略) (法人の町民税の申告納付) 第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項 _____の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項 _____の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び		4 (略) (法人の町民税の申告納付) 第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項及び第11項 _____において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項、及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び	

<p><u>第2項後段</u>の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、<u>租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第36項及び令第48条の12の2</u>に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 <u>内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第37項及び令第48条の12の3</u>に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第321条の8第38項及び令第48条の13</u>に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 <u>法第321条の8第34項</u>に規定する申告書（<u>同条第33項</u>の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る<u>同条第1項、第2項又は第31項</u>の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（<u>同条第35項</u>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、法人が<u>法第321条の8第1項、第2項又は第31項</u>に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に<u>同条第34項</u>に規定する</p>	<p><u>第3項</u>の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、<u>租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第24項及び令第48条の12の2</u>に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、<u>租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第25項及び令第48条の12の3</u>に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第321条の8第26項及び令第48条の13</u>に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 <u>法第321条の8第22項</u>に規定する申告書（<u>同条第21項</u>の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る<u>同条第1項、第2項、第4項又は第19項</u>の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（<u>同条第23項</u>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、法人が<u>法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項</u>に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に<u>同条第22項</u>に規定する</p>
---	--

<p>る申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、<u>法第321条の8第34項</u>に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項又は<u>第31項</u>に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p> <p>8 (略)</p>	<p>申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、<u>法第321条の8第22項</u>に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p> <p>8 (略)</p>
--	---



<p>(削る)</p>	<p>9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p>
<p>9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第52項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び<u>第11項</u>において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(<u>第11項</u>において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p>	<p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第42項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び<u>第12項</u>において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(<u>第12項</u>において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p>
<p>10 (略)</p>	<p>11 (略)</p>
<p>11 <u>第9項</u>の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。</p>	<p>12 <u>第10項</u>の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。</p>
<p>12 <u>第9項</u>の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子</p>	<p>13 <u>第10項</u>の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子</p>

情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第9項の申告についても、同様とする。

13 (略)

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項

の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 (略)

情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 (略)

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は

処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 (略)





<p>(削る)</p> <p>第4節 町たばこ税 (たばこ税の課税標準) 第94条 (略)</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。 (表は省略) 3～10 (略)</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例) 第3条の2 (略)</p> <p>2 当分の間、第52条第1項_____に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p>	<p>以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>第4節 町たばこ税 (たばこ税の課税標準) 第94条 (略)</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。 (表は省略) 3～10 (略)</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例) 第3条の2 (略)</p> <p>2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

第3条 日南町税条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則(第1条―第6条)</p> <p>第2節 賦課徴収(第7条―第22条)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税(第23条―第53条の12)</p> <p>第2節 固定資産税(第54条―第79条)</p> <p>第3節 軽自動車税(第80条―第91条)</p> <p>第4節 町たばこ税(第92条―第102条)</p> <p>第5節 鉱産税(第103条―第130条)</p> <p>第6節 特別土地保有税(第131条―第140条の7)</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税(第141条―第151条)</p> <p>附則</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>附 則(平成31年3月31日条例第20号)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 削除</p> <p>(5) 第3条_____及び附則第8条の規定 令和3年4月1日(町民税に関する経過措置)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則(第1条―第6条)</p> <p>第2節 賦課徴収(第7条―第22条)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税(第23条―第53条の12)</p> <p>第2節 固定資産税(第54条―第79条)</p> <p>第3節 軽自動車税(第80条―第91条)</p> <p>第4節 町たばこ税(第92条―第102条)</p> <p>第5節 鉱産税(第103条―第130条)</p> <p>第6節 特別土地保有税(第131条―第140条の7)</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税(第141条―第151条)</p> <p>附則</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>附 則(平成31年3月31日条例第20号)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第3条中日南町税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 令和3年1月1日</p> <p>(5) 第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第8条の規定 令和3年4月1日(町民税に関する経過措置)</p>

<p>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の日南町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の日南町税条例（次項及び第3項において「<u>2年新条例</u>」という。）第36条の2第7項の改正規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に<u>令和元年度分</u>までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。</p> <p>2 <u>2年新条例</u> 第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき日南町税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する<u>2年新条例</u> 第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告について適用する。</p> <p>3 <u>2年新条例</u> 第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受ける者を除く。）について提出する<u>2年新条例</u> 第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。</p> <p>第4条 <u>削除</u></p> <p>（固定資産税に関する経過措置）</p> <p>第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p>	<p>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の日南町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の日南町税条例（次項及び第3項において「<u>32年新条例</u>」という。）第36条の2第7項の改正規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に<u>平成31年度分</u>までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。</p> <p>2 <u>32年新条例</u>第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき日南町税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する<u>32年新条例</u>第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告について適用する。</p> <p>3 <u>32年新条例</u>第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受ける者を除く。）について提出する<u>32年新条例</u>第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。</p> <p>第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の日南町税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の<u>個人の町民税</u>について適用し、<u>令和2年度分</u>までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>（固定資産税に関する経過措置）</p> <p>第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p>
--	--

<p>第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>令和元年度分</u>の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の日南町税条例（以下「<u>元年10月新条例</u>」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割にて適用する。</p> <p>2 <u>元年10月新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</p> <p>第8条（略）</p>	<p>第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>平成31年度分</u>の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の日南町税条例（以下「<u>31年10月新条例</u>」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割にて適用する。</p> <p>2 <u>31年10月新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</p> <p>第8条（略）</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中日南町税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中日南町税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中日南町税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中日南町税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の日南町税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（日南町民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の日南町民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の日南町民税について適用し、令和元年度分までの個人の日南町民税については、なお従前の例による。



- 2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の日南町民税について適用し、令和2年度分までの個人の日南町民税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の個人の日南町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。
- 4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の日南町税条例の規定中法人の町民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第9号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の町民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の町民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の町民税については、なお従前の例による。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の日南町税条例の規定中法人の町民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第9号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の町民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の町民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法

人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。) 分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(次項及び第7項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(日南町たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る日南町たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る日南町たばこ税については、なお従前の例による。

議案第 49 号

専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、日南町国民健康保険税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第 3 項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

令和 2 年 5 月 11 日

日南町長 中村 英明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、日南町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和 2 年 3 月 31 日

日南町長 中村 英明

日南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日南町国民健康保険税条例（昭和 45 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第15条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第15条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

附 則

1～3 (略)

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第15条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得金額」とする。

5～13 (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円\_\_\_\_\_を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

附 則

1～3 (略)

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項\_\_\_\_\_又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第15条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得金額」とする。

5～13 (略)

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の日南町国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年以後の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 50 号

日南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

次のとおり、日南町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年5月11日

日南町長 中村 英明

日南町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

日南町固定資産評価審査委員会条例（昭和45年日南町条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第4章 審査の手續 （書面審理） 第6条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、行政手續等における<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「<u>情報通信技術活用法</u>」という。）<u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 （略） （手数料の額等） 第10条 （略） 2 手数料は、委員会が定める書面に収入証紙を貼って納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 （1）・（2） （略） （3） <u>情報通信技術活用法第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1</p>	<p>第4章 審査の手續 （書面審理） 第6条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、行政手續等における<u>情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「<u>情報通信技術活用法</u>」という。）<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 （略） （手数料の額等） 第10条 （略） 2 手数料は、委員会が定める書面に収入証紙を貼って納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 （1）・（2） （略） （3） <u>情報通信技術活用法第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1</p>

項の規定による交付を求める場合において、固定資産評価審査委員会規程で定める方法により手数料を納付する場合	項の規定による交付を求める場合において、固定資産評価審査委員会規程で定める方法により手数料を納付する場合
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 51 号

日南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年5月11日

日南町長 中村 英明

日南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日南町後期高齢者医療に関する条例（平成20年日南町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(町において行う事務) 第2条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) (略) <u>(8) 広域連合条例附則第1条の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金支給申請に係る受付</u> (9) (略)	(町において行う事務) 第2条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) (略) (新設) (8) (略)

附 則

この条例は、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年鳥取県後期高齢者医療広域連合第4号）の施行の日から施行する。

議案第 52 号

日南町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり、日南町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年5月11日

日南町長 中村 英明

日南町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日南町国民健康保険条例（昭和45年日南町条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加える。

附 則

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 第1条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができなとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第2条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第3条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により町が支給した金額は、当該保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

#### 附 則

この条例は公布の日から施行し、改正後の日南町国民健康保険条例附則第1条から附則第3条までの規定は、これらの規定に該当した場合に、被保険者に対して傷病手当金の支給を始めることとなる日が令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に属する傷病手当金の支給に適用する。

議案第53号

日南町介護保険条例の一部改正について

次のとおり、日南町介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年5月11日提出

日南町長 中村 英明

日南町介護保険条例の一部を改正する条例

日南町介護保険条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(保険料率) 第4条 (略) 2 (略) 3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る _____ 令和2年度 _____ における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,500円</u>とする。 4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る _____ 令和2年度 _____ における保険料率について準用する。この場合において、前項中<u>20,500円</u>とあるのは、<u>34,200円</u>と読み替えるものとする。 5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る _____ 令和2年度 _____ における保険料率について準用する。この場合において、第3項中<u>20,500円</u>とあるのは、<u>47,800円</u>と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率) 第4条 (略) 2 (略) 3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成31年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>25,600円</u>とする。 4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成31年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中<u>25,600円</u>とあるのは、<u>42,700円</u>と読み替えるものとする。 5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成31年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第3項中<u>25,600円</u>とあるのは、<u>49,500円</u>と読み替えるものとする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の日南町介護保険条例第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 54 号

財産の取得について（除雪ドーザ 8 t 級購入）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 2 年 5 月 11 日提出

日南町長 中村 英明

1. 財 産 の 内 容 物品（除雪ドーザ 8 t 級 1 台）
2. 相 手 方 鳥取県米子市熊党 125 番地 1  
株式会社 原商 米子支店  
支店長 細田 典昭
3. 契 約 金 額 11,715,000 円（消費税及び地方消費税込）
4. 契約締結の方法 一般競争入札



# ZW100/120



## ホイールローダ

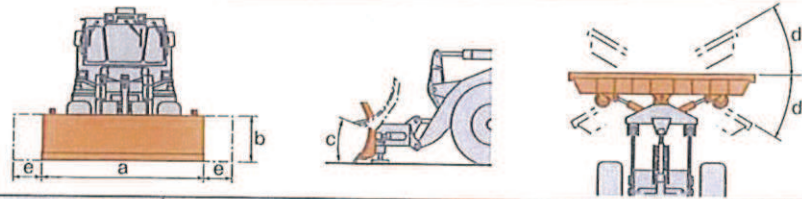
- 型式：ZW100-6 / ZW120-6
- エンジン最大出力：74 kW (101 PS)
- 運転質量：ZW100-6：6,940 - 7,830 kg  
ZW120-6：8,040 - 9,080 kg
- バケット容量：ZW100-6：1.1 - 1.6 m<sup>3</sup>  
ZW120-6：1.3 - 1.8 m<sup>3</sup>





## サイドスライド アングリングプラウ付き除雪ドーザ

左右へのスライド（スライド量280 mm～400 mm）が、油圧操作でスピーディに行えます。路肩障害物の回避や路肩除雪、拡幅などの作業に効果的です。



### 仕様

型式	ZW80S-5B	ZW100-6	ZW120-6	ZW140-6
(国交省指定クラス)	—	(8 t級) <sup>*2</sup>	—	(11 t級) <sup>*2</sup>
運転質量 <sup>*1</sup> kg	5,890	8,610	9,390	11,570
全長（プラウストレート地上時） mm	5,625	6,740	6,795	7,450
全長（プラウ最大アングル時） mm	6,215	7,440	7,535	8,230
全高（黄色回転灯上端まで） <sup>*3</sup> mm	3,120	3,380	3,420	3,430
路面除雪幅（最大アングル角時） mm	2,295	2,700	2,860	2,990
除雪高さ mm	350	560	560	560
a: プラウ全幅 mm	2,650	3,120	3,300	3,450
b: プラウ全高 mm	790	1,020	1,020	1,020
c: プラウ後傾角 度	40	11	8	12
d: 最大アングル角 度	30	30	30	30
e: 左右スライド量 mm	280	350	400	400
タイヤ <sup>*4</sup>	17.5/65-20-10PR(L2)	16.9-24-10PR(L2)	18.4-24-10PR(L2)	17.5-25-12PR(L3)

型式	ZW150-6	ZW180-6	ZW220-6
(国交省指定クラス)	—	(14 t級) <sup>*2</sup>	(18 t級) <sup>*2</sup>
運転質量 <sup>*1</sup> kg	12,720	15,680	18,470
全長（プラウストレート地上時） mm	7,470	8,160	8,455
全長（プラウ最大アングル時） mm	8,250	8,990	9,280
全高（黄色回転灯上端まで） <sup>*3</sup> mm	3,510	3,530	3,575
路面除雪幅（最大アングル角時） mm	2,990	3,200	3,200
除雪高さ mm	560	660	660
a: プラウ全幅 mm	3,450	3,700	3,700
b: プラウ全高 mm	1,020	1,200	1,200
c: プラウ後傾角 度	12	11	10
d: 最大アングル角 度	30	30	30
e: 左右スライド量 mm	400	400	400
タイヤ <sup>*4</sup>	20.5-25-12PR(L3)	20.5-25-16PR(L3)	23.5-25-16PR(L3)

(注) 数値は直付け仕様の値を示します。ZW80S-5Bは、カブラ式の値を示します。

\*1: ZW80S-5Bは乗員1名、ZW100-6～ZW220-6は乗員2名を含みます。

\*2: 国土交通省仕様除雪ドーザ（2人乗りキャブ付き）はZW100-6（8 t級）、ZW140-6（11 t級）、ZW180-6（14 t級）、ZW220-6（18 t級）となります。

\*3: 公道走行する車両に黄色回転灯または点光式警告灯を装備する場合、道路維持作業車としての認可・登録が必要です。

\*4: スノータイヤはオプションです。

議案第55号

## 令和2年度日南町一般会計補正予算（第1号）

令和2年度日南町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ517,031千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,219,027千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月11日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明



## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		649,538	482,143	1,131,681
	2 国庫補助金	450,367	482,143	932,510
18 繰入金		224,747	34,888	259,635
	2 基金繰入金	224,747	34,888	259,635
歳入	合計	6,701,996	517,031	7,219,027

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,477,825	468,316	1,946,141
	1 総務管理費	1,402,883	468,316	1,871,199
3 民生費		1,092,642	5,638	1,098,280
	1 社会福祉費	738,808	5,638	744,446
7 商工費		85,609	31,590	117,199
	1 商工費	85,609	31,590	117,199
9 消防費		135,806	1,500	137,306
	1 消防費	135,806	1,500	137,306
10 教育費		389,592	9,987	399,579
	2 小学校費	36,258	6,952	43,210
	3 中学校費	49,861	3,035	52,896
歳 出	合 計	6,701,996	517,031	7,219,027



令和2年度日南町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	649,538	482,143	1,131,681
18 繰入金	224,747	34,888	259,635
歳入合計	6,701,996	517,031	7,219,027

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,477,825	468,316	1,946,141	465,528			2,788
3 民生費	1,092,642	5,638	1,098,280	5,638			
7 商工費	85,609	31,590	117,199	990			30,600
9 消防費	135,806	1,500	137,306				1,500
10 教育費	389,592	9,987	399,579	9,987			
歳 出 合 計	6,701,996	517,031	7,219,027	482,143			34,888

## 2 歳入

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	142,650	34,888	177,538	1 財政調整基金繰入金	34,888	財政調整基金繰入金 34,888
計	224,747	34,888	259,635			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 民生費国庫補助金	8,364	5,638	14,002	1 社会福祉費補助金	5,638	子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 3,400 子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金 2,238
10 教育費国庫補助金	1,785	4,475	6,260	2 小学校費補助金	2,935	G I G A スクール整備事業費補助金 2,935
				3 中学校費補助金	1,540	G I G A スクール整備事業費補助金 1,540
21 特別定額給付金給付事業費補助金	0	450,737	450,737	1 特別定額給付金給付事業費補助金	450,737	特別定額給付金給付事業費補助金 450,737
22 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	0	21,293	21,293	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	21,293	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 21,293
計	450,367	482,143	932,510			

### 3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	273,460	465,081	738,541	465,528			△447	10 需用費	8,367	一般管理事務	465,081
								11 役務費	1,914		
								12 委託料	2,750		
								13 使用料及び賃借料	50		
								18 負担金補助及び交付金	452,000		
2 文書広報費	5,132	175	5,307				175	17 備品購入費	175	広報公聴事業	175
8 電子計算費	51,922	3,060	54,982				3,060	10 需用費	161	電算管理運営事務	3,060
								12 委託料	699		
								17 備品購入費	2,200		
計	1,402,883	468,316	1,871,199	465,528			2,788				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	331,740	5,638	337,378	5,638				10 需用費	60	民生一般管理事務（福祉保健課）	5,638
								11 役務費	96		
								12 委託料	2,082		
								19 扶助費	3,400		
計	738,808	5,638	744,446	5,638							



## (款) 7 商工費

## (項) 1 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 商工総務費	51,348	31,590	82,938	990			30,600	12 委託料	31,590	企業支援対策事業	31,590
計	85,609	31,590	117,199	990			30,600				

## (款) 9 消防費

## (項) 1 消防費

4 災害対策費	24,631	1,500	26,131				1,500	10 需用費	1,500	防災対策事業	1,500
計	135,806	1,500	137,306				1,500				

## (款) 10 教育費

## (項) 2 小学校費

2 教育振興費	9,259	6,952	16,211	6,952				12 委託料	2,112	学習指導事務	6,952
								17 備品購入費	4,840		
計	36,258	6,952	43,210	6,952							

## (款) 10 教育費

## (項) 3 中学校費

2 教育振興費	10,181	3,035	13,216	3,035				12 委託料	1,287	学習指導事務	3,035
								17 備品購入費	1,748		
計	49,861	3,035	52,896	3,035							

日南町新型コロナウイルス感染症感染防止休業協力金交付要綱（案）

令和 2 年 5 月 1 1 日

1 協力金の概要

新型コロナウイルス感染拡大防止のための日南町における町からの休業要請に協力いただいた事業者に対し、協力金を支給するもの。

2 対象施設

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止等を講ずるよう町長が令和 2 年 4 月 2 1 日に行った要請の対象となった飲食業および宿泊業等の施設。

3 支給要件

- (1) 日南町内で対象施設を運営している中小企業又は個人事業主であること。
- (2) 令和 2 年 4 月 2 1 日以前から対象施設を運営しており、営業の実績があること。
- (3) 全ての対象施設で、対象期間において町長要請に応じた休業を実施したこと。

4 支給額

1 事業者につき 2 0 万円。なお、飲食業および宿泊業の両業種を営んでいる場合にはそれぞれの事業に対して 2 0 万円ずつの支給とする。

5 申請に必要な書類

- (1) 日南町新型コロナウイルス感染症感染防止休業協力金申請書兼請求書
- (2) 協力金の振込口座の通帳等の写し

・口座名義は申請者が中小企業者の場合は当該法人、申請者が個人事業主の場合は当該個人に限る。

・口座名義人、金融機関、金融機関の店名、預金の種類および口座番号が記載されたものを提出してください。（インターネットバンキングをご利用の方は上記事項が記載されたページを印刷したものの提出でも差し支えありません。）

- (3) 休業を行ったことがわかる書類

(例) ・休業をお知らせしたホームページや SNS を印刷したもの。

・休業をお知らせした店頭での張り紙を撮影した写真 など。

6 支給の決定、通知等

申請書類を受理した後、その内容を精査し適正と認められるときは協力金を口座振替払いにて支給します。

## 日南町新型コロナウイルス感染症対策事業者緊急支援応援金交付要綱（案）

### （目的）

第 1 条 新型コロナウイルス感染症の拡大により、昨年度同時期より大幅な収入減により経営に苦慮している町内の事業者を支援するため、令和 2 年 2 月から 5 月までのうち 3 か月間の平均収入が、昨年同月（平成 31 年 2 月から令和元年 5 月のうち 3 か月間の平均収入）より 15.0%から 49.9%減少している事業者に対し、30 万円を上限とし減少額と比較し低いほうの金額を交付して、事業活動の継続を図ることを目的とする。

### （定義及び交付対象事業者）

第 2 条 この要綱において助成対象となる町内事業者の定義は次のとおりとする。

町内事業者：日南町内において営利を目的として事業を行う法人、団体、個人であり、令和元年分の確定申告を行っている事業者。ただし、次の事業者は除くものとする。

- (1) 銀行、郵便局等公的要素が高い事業者。
- (2) 宗教上の組織若しくは団体。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者。
- (4) 申請時点において、町税及び料金の滞納がある事業者。
- (5) 国の「持続化給付金」の対象となる事業者。

### （応援金の額）

第 3 条 令和 2 年 2 月から 5 月までのうち任意の 3 ヶ月間（月単位）の平均収入が、昨年同月（平成 31 年 2 月から令和元年 5 月のうち任意の 3 ヶ月間（月単位）の平均収入）より 15.0%から 49.9%減少している事業者に対し、30 万円を上限とし任意の 3 ヶ月の減少額（千円未満切り捨て）と比較し低いほうの金額を交付する。

### （応援金の申請）

第 4 条 応援金の交付を受けようとする者は、応援金交付申請書（様式第 1 号）、応援金計算書（様式第 2 号）、誓約書（様式第 3 号）、添付書類、請求書（様式第 4 号）を日南町商工会長へ提出しなければならない。

2 日南町商工会長は、前項の申請を受理したときは、申請内容を審査し、適当

と認めるときは、速やかに申請者に応援金を交付するものとする。

3 第 1 項における添付書類は以下のとおりとする。

- ① 通帳及び帳簿の写し（令和 2 年 2 月から 5 月までのうち任意の 3 ヶ月間の収入が確認できるもの）
- ② 平成 31 年 2 月から令和元年 5 月の収入が確認できるもの
  - I. 個人事業者
    - ・ 白色申告の方：2019 年確定申告書第 1 表の写、収支内訳書の写
    - ・ 青色申告の方：2019 年確定申告書第 1 表の写、損益計算書の写
  - II. 法人、団体の方
    - ・ 2019 年確定申告書別表 1、法人事業概況説明書（裏表）の写
  - III. 2019 年の該当月の確認ができない場合、該当月の収入を確認できる通帳の写し。

4 申請期間は令和 2 年 5 月 1 1 日から令和 2 年 6 月 3 0 日までとする。

（返還規定）

第 5 条 第 2 条第 1 項第 5 号に規定する、国の持続化給付金の対象となる事業者について、本要綱に基づく応援金受給後に、持続化給付金を申請する場合、応援金は返還しなければならない。また、偽りその他不正の手段により応援金を受給したものがいる場合、同意書に基づき返還を求めるものとする。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

（施工期日）

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 1 日から施行し、令和 3 年 3 月 3 1 日をもってその効力を失う。

令和 2 年度日南町子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、「令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領」（令和 2 年 5 月 1 日付け府子本第 575 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として実施する、令和 2 年度の子育て世帯への臨時特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯への臨時特別給付金 前条の目的を達するために、日南町（以下「町」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記第 1 に掲げる子育て世帯への臨時特別給付金が支給される者をいう。
- (3) 一般支給対象者 支給対象者のうち、児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項に規定する公務員を除いた者をいう。
- (4) 公務員支給対象者 支給対象者のうち、法第 17 条第 1 項に規定する公務員をいう。
- (5) 対象児童 別記第 2 に掲げる者をいう。

（子育て世帯への臨時特別給付金の支給等）

第 3 条 町は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て世帯への臨時特別給付金の金額は、対象児童 1 人につき 1 万円とする。

（一般支給対象者に対する支給の申込み等）

第 4 条 町は、一般支給対象者に対し、子育て世帯への臨時特別給付金の支給の申込みを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、子育て世帯への臨時特別給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 町長は、令和 2 年 5 月 25 日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。

（一般支給対象者に対する支給の方式）

第 5 条 一般支給対象者に対する町による支給は、第 1 号に掲げる方式により行う。ただし、監護する児童が 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過したこと又は死亡したことにより、令和 2 年 4 月分の児童手当の支給を受けず、児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、子育て世帯への臨時特別給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り第 2 号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第 1 号又は第 2 号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第 3 号に掲げる支給方式を行う。

- (1) 児童手当口座振込方式 令和 2 年 3 月 31 日時点において町が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前条第 3 項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を届け出、町が当該届出をした指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 前条第 3 項の支給決定前までに第 1 号の口座の解約等を届け出、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

（公務員支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限）

第 6 条 公務員支給対象者に対して支給する子育て世帯への臨時特別給付金に係る町の申請受付開始日は、次条第 2 項各号に掲げる申請方式ごとに町長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から 4 か月以上 6 か月以内の町長が別に定める日とする。

（公務員支給対象者に係る申請及び支給の方式）

第 7 条 公務員支給対象者は、別紙様式第 3 号の申請書（以下「申請書」という。）により申請を行う。

2 公務員支給対象者による申請及び町による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第 3 号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第 1 号又は第 2 号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を町の窓口に出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は町の窓口において町に提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 町長は、第 1 項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第 8 条 代理により前条第 1 項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他町長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（公務員支給対象者に対する支給の決定）

第 9 条 町長は、第 7 条第 1 項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該公務員支給対象者に対し、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。

（子育て世帯への臨時特別給付金の支給等に関する周知）

第 10 条 町長は、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第 11 条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者から第 6 条の申請期限までに第 7 条第 1 項の申請が行われなかった場合、当該公務員支給対象者が子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第 4 条第 3 項の規定による支給決定を行った後、令和 2 年 3 月 31 日時点において町が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に子育て世帯への臨時特別給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和 2 年 1 2 月 31 日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。

3 町長が第 9 条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなかったことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第12条 町長は、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て世帯への臨時特別給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、日南町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

別記（第2条関係）

第 1 支給対象者

- 1 子育て世帯への臨時特別給付金（以下「子育て特別給付金」という。）は、令和2年4月分の法による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者に対して支給する。（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）
- 2 1に規定するほか、子育て特別給付金は、令和2年3月分の児童手当の受給者であって、当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）又は中学校修了前の施設入所等児童（同項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、児童手当を受給すべき事由が消滅した者に対して支給する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、子育て特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1または2に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して子育て特別給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>① 令和2年3月31日（令和2年3月分の児童手当の支給要件児童又は中学校修了前の施設入所等児童については令和2年2月29日。以下「基準日」という。）後に受給者等が死亡した場合（この3の規定により子育て特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>② 基準日後から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童であることを受給者等に子育て特別給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者</p>

<p>③ 基準日後から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にして、当該者の配偶者（現に第 2 の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る児童手当法第 7 条第 1 項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して子育て特別給付金を支給する市町村に到達した場合</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>
---	----------------------

## 第 2 対象児童

第 1 に規定する者（以下「支給対象者」という。）に支給される子育て特別給付金の対象児童（子育て特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、支給対象者に支給される令和 2 年 4 月分の児童手当に係る児童及び同年 3 月分の児童手当に係る児童（15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過し、又は死亡したことにより、令和 2 年 4 月 1 日時点において支給要件児童若しくは中学校修了前の施設入所等児童でない児童に限る。以下同じ。）とする。



議案第56号

## 令和2年度 日南町病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度日南町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	収入 （既 予 算 額）	（補 正 予 算 額）	（ 計 ）
第1款 病院事業収益	1,174,810 千円	1,982 千円	1,176,792 千円
第3項 介護サービス収益	157,172 千円	1,982 千円	159,154 千円

	支 出 （既 予 算 額）	（補 正 予 算 額）	（ 計 ）
第1款 病院事業費用	1,174,810 千円	1,982 千円	1,176,792 千円
第1項 医業費用	1,163,003 千円	1,982 千円	1,164,985 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 89,564 千円は、過年度分損益勘定留保資金 89,564 千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	支 出 （既 予 算 額）	（補 正 予 算 額）	（ 計 ）
第1款 資本的支出	376,519 千円	1,738 千円	378,257 千円
第1項 建設改良費	313,085 千円	1,738 千円	314,823 千円

令和2年5月11日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明



## 予算に関する説明書

( 1 ) 令和2年度 日南町病院事業会計予算実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・ (1)

( 2 ) 令和2年度 日南町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書・・・・・・・・ (3)

### 参 考 資 料

①令和2年度 日南町病院事業会計予算の見積書・・・・・・・・・・・・・・・・ (4)

1 (病院事業会計)

令和2年度 日南町病院事業会計予算実施計画

< 収益的収入及び支出 >

収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 病院事業収益			1,174,810	1,982	1,176,792
	3. 介護サービス収益		157,172	1,982	159,154
		1. 介護給付費収益	128,302	1,982	130,284

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 病院事業費用			1,174,810	1,982	1,176,792
	1. 医業費用		1,163,003	1,982	1,164,985
		2. 材料費	92,373	1,214	93,587
		3. 経費	181,351	768	182,119

令和 2 年 度 日 南 町 病 院 事 業 会 計 予 算 実 施 計 画  
 < 資 本 的 収 入 及 び 支 出 >

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 資本的支出			376,519	1,738	378,257
	1. 建設改良費		313,085	1,738	314,823
		1. 病院施設改良事業費	58,118	1,738	59,856

2 (病院事業会計)

## 3 (病院事業会計)

令和2年度日南町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書  
 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

	補正前の額	補正額	(単位:千円) 計
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 有形固定資産の取得又は改良による支出	△ 313,085	△ 1,738	△ 314,823
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 306,992	△ 1,738	△ 308,730
IV 現金及び現金同等物の増加額	△ 26,963	△ 1,738	△ 28,701
VI 現金及び現金同等物の期末残高	1,365,456	△ 1,738	1,363,718

(参考資料①)

令和2年度 日南町病院事業会計予算の見積書  
 <収益的収入及び支出>

収 入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 病院事業収益	1,174,810	1,982	1,176,792			
※医業（介護含）収益	836,143	1,982	838,125			
3. 介護サービス収益	157,172	1,982	159,154			
1. 介護給付費収益	128,302	1,982	130,284			
				施設介護サービス費収益	1,982	

支 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 病院事業費用	1,174,810	1,982	1,176,792			
1. 医業費用	1,163,003	1,982	1,164,985			
2. 材料費	92,373	1,214	93,587			
				診療材料費	1,129	個人防護具、マスク
				医療消耗備品費	85	上腕式血圧計
3. 経費	181,351	768	182,119			
				賃借料	768	コンテナ等賃借料

4 (病院事業会計)

## 5 (病院事業会計)

令和2年度 日南町病院事業会計予算の見積書  
 <資本的収入及び支出>  
 支 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 資本的支出	376,519	1,738	378,257			
1. 建設改良費	313,085	1,738	314,823			
1. 病院施設改良事業費	58,118	1,738	59,856			
				工事請負費	1,738	Wi-Fi環境整備



令和2年5月 日南町議会臨時会

補正予算説明附属資料

一	般	会	計				
	総	務	課	・・・	1		
	企	画	課	・・・	2		
	福	社	保	健	課	・・・	5
	教	育	課	・・・	6		
	病	院	事	業	・・・	7	

## 令和2年度一般会計補正予算(第1号)説明資料

### 02 款 総務費

#### 01 項 総務管理費

総務課

#### 01 目 一般管理費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1001 一般管理事務	補正前の額	269,453	0	500	682	268,271	
	補正額	465,081	465,528	0	0	△ 447	
	補正後の額	734,534	465,528	500	682	267,824	

#### ○ 事業説明

新型コロナウイルス感染症感染防止及び経済対策として、次のとおり事業を展開する。  
また、今後の対策に資するため必要な資材等を確保する。

##### ①日南町サージカルマスク配布事業(国 10/10)

町内における住民基本台帳上の全世帯及び園児・児童に対しサージカルマスク1箱(50枚入り)を配布する。

##### ②日南町内事業所休業要請協力金(国 10/10)

4/22~5/6の間、町から休業要請を行った事業所(飲食業及び宿泊業等)に対し、休業協力金として1店舗20万円を給付する。なお、同一事業所が飲食店舗、宿泊業の両方を展開する場合、扱いは別とする。

##### ③特別定額給付金給付事業(国 10/10)

国の経済対策として、給付対象者に一律100千円を給付する。

##### ④感染防止資材等の確保

感染防止対策に資するため、必要な資材等を確保する。

#### ○ 執行経費

##### ①日南町サージカルマスク配布事業

8,791 千円

全世帯 3千円×2,200件

需用費 6,600 千円

子ども用(園児・児童) 4千円×350人

需用費 1,400 千円

郵券料(ゆうメール) 310円×2,550件

役務費 791 千円

##### ②日南町内事業所休業要請協力金

6,000 千円

200千円×30事業所

負担金補助及び交付金 6,000 千円

##### ③特別定額給付金給付事業

450,190 千円

消耗品及び印刷製本費

需用費 267 千円

郵券料(申請書は特定記録)

役務費 900 千円

振込手数料(2,020件×100円×1.1)

役務費 223 千円

システム改修委託料

委託料 2,750 千円

コピー機使用料

使用料及び賃借料 50 千円

給付金 4,460人×100千円

負担金補助及び交付金 446,000 千円

##### ④感染防止資材等の確保

100 千円

消耗品等

需用費 100 千円

#### ○ 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(国 10/10)

14,791 千円

特別定額給付金給付事業費補助金(国 10/10)

450,737 千円

## 令和2年度一般会計補正予算(第1号)説明資料

09 款 消防費  
 01 項 消防費  
 04 目 災害対策費

総務課  
 (単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1044 防災対策事業	補正前の額	24,231	1,875	8,100	2,000	12,256	
	補正額	1,500	0	0	0	1,500	
	補正後の額	25,731	1,875	8,100	2,000	13,756	

- 事業説明  
 新型コロナウイルス感染症感染防止に資するため、必要な備蓄品を確保する。
  
- 執行経費  
 感染防止対策備蓄品の購入 1,500 千円  
 需用費(マスク、消毒液、ゴム手袋等)

02 款 総務費  
 01 項 総務監理費  
 02 目 文書広報費

企画課  
 (単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1005 広報公聴事業	補正前の額	2,169	267	0	30	1,872	
	補正額	175	0	0	0	175	
	補正後の額	2,344	267	0	30	2,047	

- 事業説明  
 新型コロナウイルス感染リスクを軽減するために、広報梱包物を入れる専用ボックスを設置し配達時の感染防止を図る。
  
- 執行経費  
  
 備品購入費 (屋外ボックス 全33自治会へ計37個) 175 千円

## 令和2年度一般会計補正予算(第1号)説明資料

02 款 総務費

01 項 総務監理費

08 目 電子計算費

企画課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1019 電算管理運営事務	補正前の額	51,922	0	4,000	241	47,681	
	補正額	3,060	0	0	0	3,060	
	補正後の額	54,982	0	4,000	241	50,741	

○ 事業説明

新型コロナウイルスにより在宅勤務体制をとっているが、行える業務に制限がかかっている。これについてインターネット系ネットワークを各職員の住宅より遠隔操作できるよう構成変更を行う。なお、セキュリティについては複数の制限をかけることで安全を担保する。接続にはwindows端末が必要であるため、端末が家に存在しない職員用として、ノート端末の購入も併せて行う。

また、役場会議室等で分散業務を行う可能性があるため、ネットワーク機器及び電源タップ等を購入する。

○ 執行経費

需用費	(ネットワーク機器及び電源タップ)	161 千円
委託料	(在宅勤務用インターネット系RDS接続対応)	699 千円
備品購入費	(在宅勤務用ノート端末購入)	2,200 千円

## 令和2年度一般会計補正予算(第1号)説明資料

07 款 商工費  
 01 項 商工費  
 01 目 商工総務費

企 画 課  
 (単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1417 企業支援対策事業	補正前の額	18,209	0	14,600	0	3,609	
	補 正 額	31,590	990	0	0	30,600	
	補正後の額	49,799	990	14,600	0	34,209	

○ 事業説明

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、飲食業、宿泊業をはじめ、様々な業種において影響が生じ始めている。緊急の企業支援対策を講じることにより、町内企業の廃業を防ぎ、事業継続を後押しするための予算を計上する。

①日南町経営診断計画策定業務委託費

新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が悪化した企業に対し、中小企業診断士を派遣し、経営改善計画を作成し、フォローを行う。日南町商工会へ委託をおこなう。

②日南町新型コロナウイルス感染症対策事業者緊急支援応援金

令和2年2月から5月までのうち3か月間の収入が昨年同月（平成31年2月から令和元年5月のうち3か月間の平均収入）より15%から49%減少している事業者に対し、30万円を上限として応援金を支給する。また、支給に係る事務を日南町商工会へ委託する。

○ 執行経費

委託料

31,590 千円

日南町経営診断計画策定業務委託費  
 198千円×5件

990 千円

日南町新型コロナウイルス感染症対策事業者  
 緊急支援応援金

30,000 千円

支援金  
 300千円×100企業

事務経費  
 30,000千円×2%

600 千円

○ 財 源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

990 千円

## 令和2年度一般会計補正予算(第1号)説明資料

03 款 民生費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1270 民生一般管理事務 (福祉保健課)	補正前の額	15,262	0	0	480	14,782	
	補正額	5,638	5,638	0	0	0	
	補正後の額	20,900	5,638	0	480	14,782	

○ 事業説明

小学校等の臨時休業等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みの一つとして給付する「子育て世帯への臨時特別給付金」の支給にかかる事業費及び事務費を計上する。

○ 執行経費

計 5,638 千円

需用費 (消耗品等)	40 千円
需用費 (封筒代)	20 千円
役務費 (郵券料)	58 千円
役務費 (振込手数料)	38 千円
委託料 (システム改修委託)	2,082 千円
扶助費 (給付金) 340人	3,400 千円

○ 財源

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金	3,400 千円
子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 (事務費分)	2,238 千円

## 令和2年度一般会計補正予算(第1号)説明資料

### 10 款 教 育 費

#### 02 項 小学校費

#### 02 目 教育振興費

教 育 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1221 学習指導事務	補正前の額	8,080	800	0	0	7,280	
	補 正 額	6,952	6,952	0	0	0	
	補正後の額	15,032	7,752	0	0	7,280	

○ 事業説明

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」により「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することに伴って「1人1台端末」の整備が前倒しされ、補助事業が令和2年度のみとされたため、全児童数分の端末導入を行う。

○ 執行経費

委託料	設定・設置作業委託料	2,112 千円
備品購入費	ipadタブレット：128台 充電保管庫（1～3年生分）	4,840 千円

○ 財 源

GIGAスクール整備事業費補助金	2,935 千円
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	4,017 千円

### 10 款 教 育 費

#### 03 項 中学校費

#### 02 目 教育振興費

教 育 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1232 学習指導事務	補正前の額	9,078	800	0	0	8,278	
	補 正 額	3,035	3,035	0	0	0	
	補正後の額	12,113	3,835	0	0	8,278	

○ 事業説明

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」により「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することに伴って「1人1台端末」の整備が前倒しされ、補助事業が令和2年度のみとされたため、全生徒数分の端末導入を行う。

○ 執行経費

委託料	設定・設置作業委託料	1,287 千円
備品購入費	ipadタブレット：78台	1,748 千円

○ 財 源

GIGAスクール整備事業費補助金	1,540 千円
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1,495 千円

## 令和2年度日南町病院事業会計(収益的収支)補正予算(第1号)説明資料

02 款 病院事業費用  
11 項 医業費用

日南病院  
(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考															
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																
医業費用	補正前の額	1,163,003	0	0	0	1,163,003																
	補正額	1,982	0	0	0	1,982																
	補正後の額	1,164,985	0	0	0	1,164,985																
<p>○ 事業説明 新型コロナウイルス感染症に対する感染予防対策及び診療対応の際に必要なとする費用。</p> <p>材料費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">個人防護具</td> <td style="width: 60%;">フェイスガード・介助用エプロン・マスク・グローブ・防護服</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">489 千円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>サージマスク</td> <td style="text-align: right;">600 千円</td> </tr> <tr> <td>消毒剤</td> <td>消毒液(5種類)</td> <td style="text-align: right;">40 千円</td> </tr> <tr> <td>医療消耗品</td> <td>血圧計・SP02センサー</td> <td style="text-align: right;">85 千円</td> </tr> </table> <p>経費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">コンテナ・仮設トイレ・仮設手洗い場賃借料</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: right;">768 千円</td> </tr> </table>								個人防護具	フェイスガード・介助用エプロン・マスク・グローブ・防護服	489 千円	〃	サージマスク	600 千円	消毒剤	消毒液(5種類)	40 千円	医療消耗品	血圧計・SP02センサー	85 千円	コンテナ・仮設トイレ・仮設手洗い場賃借料		768 千円
個人防護具	フェイスガード・介助用エプロン・マスク・グローブ・防護服	489 千円																				
〃	サージマスク	600 千円																				
消毒剤	消毒液(5種類)	40 千円																				
医療消耗品	血圧計・SP02センサー	85 千円																				
コンテナ・仮設トイレ・仮設手洗い場賃借料		768 千円																				

## 令和2年度日南町病院事業会計(資本的収支)補正予算(第1号)説明資料

04 款 資本的支出  
01 項 建設改良費

日南病院  
(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
建設改良費	補正前の額	313,085	0	0	0	313,085	
	補正額	1,738	0	0	0	1,738	
	補正後の額	314,823	0	0	0	314,823	
<p>○ 事業説明 Wi-Fi環境の整備 <span style="float: right;">1,738 千円</span> 新型コロナウイルス感染症の発生にともない、2月より面会禁止措置を講じている。 その為、患者さんご家族の双方がすでに2か月間会えない状況にある。 院内にWi-Fi環境を整備し、スマホやipadを用いて画像による面会を可能にする。</p> <p>○ 執行経費 工事請負費 <span style="float: right;">1,738 千円</span></p>							



発議第6号

日南町議会会議規則の一部改正について

次のとおり、日南町議会会議規則の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに日南町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和2年5月11日提出

提出者 日南町議会 議会運営委員会  
委員長 大西 保

日南町議会会議規則の一部を改正する規則

日南町議会会議規則(昭和62年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1章 総則 (参集) 第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。 <u>ただし、議場が使用できない場合は、議長が別に指定する場に参集する。</u>	第1章 総則 (参集) 第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。 _____ _____

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。